

参議院憲法審査会會議録第三号

平成三十年七月二十日(金曜日)
午前九時四十分開会

出席者は左のとおり。

会長 柳本 卓治君
幹事 磯崎 仁彦君
岡田 直樹君
二之湯 武史君
西田 昌司君
舞立 昇治君
西田 実仁君
大島 九州男君
白 眞勲君
仁比 聡平君
浅田 均君

委員

足立 敏之君
阿達 雅志君
愛知 治郎君
有村 治子君
石井 正弘君
片山 さつき君
北村 経夫君
古賀友 一郎君
高野光 二郎君
滝波 宏文君
塚田 一郎君
堂政 茂君
中曾根 弘文君
二之湯 智君
古川 俊治君
松川 るい君
山下 雄平君
山谷 えり子君

事務局側

憲法審査会事務局長 森本 昭夫君

本日の会議に付した案件

- 立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第六七号外八件)
- 日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第六八号外一七件)
- 改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願(第二六七号外一四件)
- 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第五八二号外九八件)
- 日本を戦争でできる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第二三三八号)
- 憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願(第二八六二号)

○会長(柳本卓治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。
第六七号立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願外百四十二件を議題といたします。
本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前九時四十一分散会

五月二十五日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一四二七号)(第一四三二号)

第一四二七号 平成三十年五月十四日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 群馬県桐生市 高橋守博 外四千三百三十六名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一四三二号 平成三十年五月十五日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 名古屋市 池淵 外五百名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

六月一日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一五四五号)(第一六一八号)(第一六一九号)
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一七三三号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一七三三号)

第一五四五号 平成三十年五月十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 愛知県豊田市 寺田勝美 外千一名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一六一八号 平成三十年五月二十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 静岡県 森美登里 外三万四百五十七名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一六一九号 平成三十年五月二十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 名古屋市 中川武夫 外五百名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一七三三号 平成三十年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 群馬県沼田市 吉野みどり 外二百六十八名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一七三三三号 平成三十年五月二十四日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 名古屋市長井克明 外千名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

六月八日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一八三三五号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第一八三六号)(第一八三七号)(第一九三六号)

第一八三五号 平成三十年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道江別市 大野聰 外百十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一八三三六号 平成三十年五月二十五日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北海道北広島市 中田末太郎 外

四千八百九十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一八三七号 平成三十年五月二十五日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 愛知県豊田市 松森克年 外五百名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一九三六号 平成三十年五月三十日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 静岡県磐田市 後藤みどり 外一万三千五百八十七名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

六月十四日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第二〇五六号)(第二二二二二号)(第二二五六号)
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二三一九号)

第二三一九号 平成三十年六月七日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都練馬区 豊田浩子 外一万千十四名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二三二〇号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北海道根室市 小山浩 外十一万四千七十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第三四六号)

第二〇五六号 平成三十年六月一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 茨城県猿島郡境町 中島清吾 外三千四百四十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二二二二二号 平成三十年六月四日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 茨城県古河市 鈴木幹夫 外八百十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二二五六号 平成三十年六月六日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 高知県高岡郡佐川町 西森昭仁 外四千四百一十一名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二二号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北海道根室市 小山浩 外十一万四千七十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二四号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都板橋区 山本民子 外十一万四千七十三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 石川県小松市 大西美帆 外十一万四千七十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二二号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 神戶市 中川由衣 外十一万四千七十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二二号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 福島県会津若松市 清野めぐみ 外十一万四千七十三名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二三号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北海道根室市 小山浩 外十一万四千七十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二四号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都板橋区 山本民子 外十一万四千七十三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二二五号 平成三十年六月七日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都板橋区 山本民子 外十一万四千七十三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 高橋奈々 外十一万四千七十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二六号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都江戸川区 奥山悦子 外十一万四千七十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二七号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 竹田彩乃 外十一万四千七十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二八号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪市 落合妙子 外十一万四千七十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三二九号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 長野県松本市 田中ひとみ 外十一万四千七十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三〇号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 井上明正 外十一万四千七十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三一号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡県筑紫野市 大曲秀美 外十一万四千七十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三二号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 松下曙美 外十一万四千七十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三三号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都三鷹市 直江聡 外十一万四千七十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三四号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県新座市 岸洋子 外二十四万八千六百四十一名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三五号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 岡山県倉敷市 大橋秀美 外六十五万五千五百五十三名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三六号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 岡山県津山市 河野美里 外十二万六千八百八十六名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三七号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道釧路市 滝本広喜 外四万六千六百五十五名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二三三八号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都八王子市 染谷隆二 外三百五十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。貧困と格差の広がりは、子供たちの生活にも深刻な影響を与えている。憲法をもっと積極的にいかにし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要である。

については、次の事項について実現を図られた

一、憲法の平和原則を守り、日本を戦争できる国にしないこと。

第二三四六号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都東村山市 濱野秀樹 外三百一名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

六月十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第二四八二号)(第二四八三号)(第二四八四号)(第二四八五号)(第二四八六号)(第二四八七号)(第二四八八号)(第二四八九号)(第二四九〇号)(第二四九一号)(第二四九二号)(第二四九三号)(第二四九四号)(第二四九五号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する

第二二十八部 憲法審査会会議録第三号 平成三十年七月二十日 [参議院]

三

する請願(第二四九六号)(第二四九七号)(第二四九八号)(第二四九九号)(第二五〇〇号)(第二五〇一号)(第二五七〇号)(第二五七一号)(第二五七二号)

第二四八二号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪府東大阪市 北西照子 外二千四百八十八名
紹介議員 井上 哲士君

第二四八三号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 安原幹生 外二千四百七十六名
紹介議員 市田 忠義君

第二四八四号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 難波和子 外二千四百七十六名
紹介議員 岩淵 友君

第二四八五号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 坂口章 外二千四百七十六名
紹介議員 紙 智子君

第二四八六号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 三浦茂 外二千四百七十六名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第二四八七号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 藤原弘子 外二千四百七十六名
紹介議員 倉林 明子君

第二四八八号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 山下忍 外二千四百七十六名
紹介議員 小池 晃君

第二四八九号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 浅沼佳子 外二千四百七十六名
紹介議員 田村 智子君

第二四九〇号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山県赤磐市 花房薫 外二千四百七十六名
紹介議員 大門実紀史君

第二四九一号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 小島秀子 外二千四百七十六名
紹介議員 武田 良介君

第二四九二号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 藤原勢三 外二千四百七十六名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。
第二四九三号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 近友あやめ 外二千四百七十六名
紹介議員 仁比 聡平君

第二四九四号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県熊谷市 小林克也 外二千五百七十七名
紹介議員 山下 芳生君

第二四九五号 平成三十年六月八日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 福岡市 水口恵美子 外二千四百七十六名
紹介議員 山添 拓君

第二四九六号 平成三十年六月八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 松本保子 外一万八千八百四十九名
紹介議員 吉良よし子君

第二四九七号 平成三十年六月八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 庭野梓 外一万六千三百三十九名
紹介議員 小池 晃君

第二四九八号 平成三十年六月八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 東京都目黒区 片山陽子 外一万六千三百三十九名
紹介議員 田村 智子君

第二四九九号 平成三十年六月八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府 榎一朗 外千七百七十一名
紹介議員 山下 芳生君

第二五〇〇号 平成三十年六月八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 布施雅子 外一万六千三百三十九名
紹介議員 山添 拓君

第二五〇一号 平成三十年六月八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 吉田直美 外九百九十九名
紹介議員 糸数 慶子君

第二五七〇号 平成三十年六月十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 岩手県一関市 須藤裕子 外百九十九名
紹介議員 紙 智子君

第二五七一号 平成三十年六月十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 名古屋市 野村博彦 外千名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二五七二号 平成三十年六月十一日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 堺市 迫田康洋 外二百四十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

六月十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二六七三号)(第二七六〇号)(第二七六一号)

第二六七三号 平成三十年六月十二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県北本市 天沼豊子 外六千九百六十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二七六〇号 平成三十年六月十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 桜井晶子 外千四百十四名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二七六一号 平成三十年六月十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 茨城県古河市 江田豊 外千三百

九十七名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

七月六日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願(第二七八三号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二七八四号)

第二七八三号 平成三十年六月二十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願

請願者 北海道小樽市 山下健二 外九十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二七八四号 平成三十年六月二十一日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都西東京市 杉山千代子 外八百八十二名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

七月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二七九七号)(第二八〇六号)

第二七九七号 平成三十年六月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道樺戸郡新十津川町 真島寅行 外二十九名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八〇六号 平成三十年七月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 山形県寒河江市 今野志磨子 外六万四千六百七十七名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

七月十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二八〇七号)(第二八〇八号)(第二八〇九号)(第二八一〇号)(第二八一一号)

第二八一〇号(第二八一三三号)(第二八一四七号)(第二八一五五号)(第二八一六六号)(第二八一七九号)(第二八一八八号)(第二八一八九号)(第二八二〇号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願(第二八四七号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願(第二八六二号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二八六六号)

第二八〇七号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市 菊川可菜 外一万二千七百七十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八〇八号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都府 井上真季 外一万二千六百六十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八〇九号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 高橋和雄 外一万二千六百六十八名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一〇号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 岐阜県加茂郡坂祝町 井戸里奈 外一万二千六百六十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一一号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 谷澤泰子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一二号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 井上真季 外一万二千六百六十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一三号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府貝塚市 寺岡一馬 外一万二千六百六十八名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一四号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町 砂川勉 外一万二千六百六十八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一五号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 角田芳子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一六号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市 片岡姫子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一七号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 吉川輝子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一八号 平成三十年七月六日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡県大牟田市 平野恭子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一九号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北九州市 寺野久良子 外一万二千六百六十八名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八二〇号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 広島県竹原市 新嶋敏久 外一万二千六百六十八名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八四七号 平成三十年七月九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府枚方市 桐越都 外四百三十七名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二八六二号 平成三十年七月十一日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 北海道小樽市 澤田良子 外四名

紹介議員 紙 智子君
世界の人々の願いは、戦争も核兵器もなく平和に生きることである。日本国憲法は、第二次世界

大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によつて生み出された。特に、第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、今、第九条を変えようとする動きが強まっている。発議要件を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする法整備を行おうとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは一致しない。今こそ、日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちに生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求める。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかにすること。

第二八六六号 平成三十年七月十二日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県熊谷市 廣瀬久子 外六千二百三十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。